

働く仲間はたたかうN関労に結集しよう!!

LALUZ

(ラ・ルース)

2010年10月19日(火) No. 70

N関労 西日本NTT関連労働組合

発行責任者 兼廣 英治

事務所：尼崎市武庫町 1-36-22 NTT 武庫之荘別館 3F

Tel. 090-8979-5088 Fax. 06-6436-4076

Eメール: takara-kanet@kobe.email.ne.jp

<http://www.n-kanrou.com/>

なんか変やで！個人所有端末自主点検

使用者の権威でゴリ押し

業務でないと言いつつも…

会社が全職場、全社員を対象に実施要請した「個人所有端末自主点検」が多くの職場で波紋を呼んでいる。「情報漏洩を未然に防ぎたい」との会社の思惑は理解できるものの「職場の端末から個人情報を持ち出すことは不可能なのになぜ・・・」「会社のための施策にも係わらず、なぜ、勤務扱いにならないのか」「個人のプライバシーはどうなるのか」「1年前にもやっている」等、わだかまりを持ったまま、半強制的にやらされていると感じている方が大半ではないだろうか。

N 関労では上記の疑問や不満を要求書にまとめ、会社の考え方を問うことにした。要求書は9月17日に提出したもので会社からは9月27日に回答がなされている。会社回答も併せて掲載した。

要求書 (西N関労発第198号)

先日、貴社から平野ビル、尼崎ビルにおいて個人所有端末点検の要請がなされた。点検実施の理由として新たな情報漏洩が発覚したことを挙げているが、自宅PC等の点検は過去数回行われ、データは消去されているはずである。

新たな情報漏洩はデータを自宅へ持ち帰っての

風呂敷残業が後を絶たないことを意味しているのではないのか。このことは仕事を持ち帰ってまでしなければならない現状をどう改善するかの問題であり、個人所有端末点検の実施で解決されるものではない。「仕事のあり方」根本に関わる問題だと考える。

また、個人所有端末点検の実施方法にも問題がある。

以下、箇条書きにして問題点を指摘する。会社の見解を明らかにされたい。

なお、回答は文書をもって9月29日までにされたい。

1. 会社は情報漏洩を根絶する意思があるのか。
2. 個人所有端末点検とプライバシーの関係を会社はどう考えているのか。
3. 過去2年間に起きた情報漏洩およびその原因を挙げられたい。
4. 3項に関連して、現時点においても風呂敷残業が行われているとの認識はあるのか。
5. 会社は今回の点検を「要請」としているが、会社と社員との間には雇用関係以外には存在しない。個人所有端末点検は会社の利益に関わる

ものであり、点検に要する時間への時間外手当の支払い、あるいは勤務時間内での対応を求める。

6. 要請であるにもかかわらず、点検をしない者にはその理由を文書で提出させている。なぜ、そのような措置が必要なのか。会社見解を求める。

会社回答

1. 会社としては、ファイル交換ソフトによる情報漏洩根絶を目的とし、会社情報が流出するリスクを防止するため本取り組みを実施することとしたところであります。
2. 本取り組みの実施にあたっては、会社情報の安全管理のため個人所有端末点検を要請しているものであり、プライバシーに配慮の上、社員の協力のもと行っているものであります。
3. 情報漏洩が発生した原因はファイル交換ソフト、紛失、盗難等によるところであります。会社としては、それらの原因に対し本取り組みをはじめとした対策を行っております。
4. 会社としては、ファイル交換ソフトによる情報漏洩根絶を目的とし、会社情報が流出するリスクを防止するため本取り組みを実施することとしたところであります。

なお、勤務時間管理については関係法令に基づき、適正に対処しているところであります。

5. 本取り組みについては、社員へ個人所有端末点検の協力を「要請」するものであり、「業務命令」ではないことから、要求には応じられません。
6. 個人所有端末点検の実施状況を確認するため文書で提出をしていただくよう要請しているところであります。

・・・・・・・・・・・・・・・・

「暖簾に腕押し」とも言える回答だが、会社は「業務でない」ことだけははっきりさせている。

会社回答に対しての団体交渉を10月19日に予定している。交渉模様は次回の当機関紙で報告

して行きたい。



西N関労第9回定期大会

組織強化、拡大に

全力で取り組む事を確認

9月11日、いつ収まるとも知れない猛暑の中、西日本NTT関連労働組合第9回定期大会が、尼崎市労働福祉会館で開催された。

冒頭あいさつに立った兼廣委員長は「昨年の大会では組織強化、拡大が最大の課題であったが、成果を上げることができなかった、と議案書へ書いたところ、四国のIさんがN関労への加入を決意してくれた。また、この大会へもおいでいただいている。後ほど、決意表明をしいただけることになっている。組織強化、拡大は今年度も最重要課題だ。組合員拡大は簡単ではないが、ラ・ルース読者へのカンパ、春闘アンケート、労働相談などは前年度と比べ倍増している。N関労の闘いが徐々に認められてきたと言えるのではないかと。自信を持って組織拡大に取り組もう」と訴えた。

来賓挨拶では尼崎地区労を代表しておいでいただいた小西事務局長（武庫川ユニオン書記長）からは、尼崎労働福祉会館、労働センターの廃止反対の署名に協力したことへの謝辞を述べた後「組合員を増やせ！！来年はこの会場を一杯にしてみろ！」と最大級の激励をいただくことになった。

質疑応答では、春闘時の腕章着用の際にはラ・ルースでN関労の要求等を知らせる中で始めたいとの要望、時間単位年休の闘いと問題点、労働相談での報告などの発言があり、執行部がそれぞれの発言について答弁を行った。

特に執行部からは春闘時の腕章着用について会社から「腕章着用は勤務時間内の組合活動にあたり、就業規則違反だ。止めていただきたい」と申し入れがあったことに言及。

「交渉で会社は腕章着用事件の判例までも挙げ、違法性を指摘した。しかし、腕章着用は労組法で組合の団結力を守るため保障されている。会社の横暴をこのままにして置く事はできない。N関労の闘う構えが問われている」とし、この問題については処分を恐れることなく、徹底的に抗戦していくとした。

大会は予定時刻どおりに兼廣委員長の団結ガンバロウ三唱で締めくくられたが、会場を移しての交流会では新たな組合員となったIさんに真紅のN関労の腕章が授与された。

なお、新役員は以下のとおり。

執行委員長	兼廣	英治
副執行委員長	吉川	雅雄
書記長	那須	弘美
書記次長	富永	隆之
執行委員	加納	功
執行委員	横林	賢二
特別執行委員	佐野	修吉
特別執行委員	島本	保徳
会計監査	伊蘇	隆好
顧問弁護士	森	博行



女性組合員も久方ぶりに発言



森顧問弁護士も駆けつける

奪われた命、許しがたい労働実態

母親、ドコモ中国相手に裁判でたたかう

N 関労に一通のメールが届いた。ドコモ中国で働いていた息子さんを奪われた母親、佐藤（西本）雅子さんからであった。

.....私は3年前に息子を過重労働で亡く

した母親です。息子は当時、エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国に勤務しておりました。

息子が勤務していたおり、過重労働のため再三上司に業務改善を訴えておりましたが、訴えれば

訴えるほど業務担当人員を減らされ、3人体制のところを息子一人で行うという激務状態となりました。

また、息子が入院してから一か月後には業務が更に増やされる計画になっておりました。

当時、息子は仕事のストレスで発病1年前に過呼吸を発症していました。上司にその病状を報告し、業務改善を訴えていましたが、結果は上記の通り、さらに過酷な仕事になりました。

息子は入院する半年前から身体の不調を感じ、周りにも、その不調が分かる状態でした。入院する2ヶ月前から朝礼で、再三身体の異常を訴えて協力を求めていたのですが上司は無視し続けました。体調の不調と闘い、ギリギリまで勤め上げ、入院した時は即、救急生命維持のため集中治療室でした。入院時は、巨大な4X7cmの腫瘍が呼吸と血管を圧迫し、自立呼吸が難しい状態でした。

息子は病床の中から何度も組合（NTT労組）に訴え、労働基準監督署にも母親を通じて訴えましたが、いざ裁判になると労働組合が訴えの関連も否定、証拠のみ消しまでされました。最後の砦と思い組合を信じ頼った息子が哀れです。

私は、息子が亡くなって組合に再度調査依頼しましたが、NTT労組の最終的回答は「自分たちは組織で動いており、これ以上の協力は出来ません」との回答でした。その詳しい一部始終の録音テープとパソコンに記録が残っております。あまりにも酷い組合の在り方に怒りがこみ上げてきます。

私は、NTT労組に「労働組合は誰のものか、何のために存在しているのか」「労働組合の本来の在り方」を考えて欲しいと思います。これでは詐欺です。・・・・・・・・

佐藤さんはドコモ中国を相手取り、訴訟を起こしている。そのために所見を書いてくれる医師を探して欲しいとの相談であった。それにしてもなんと壮絶な訴えだろうか。N関労からは私、島本が広島へ赴き、直接話を聞かせていただいた。

お会いした佐藤さんからは異常な過重労働によるストレス、そして、人命よりも業務優先で本人の訴えが無視され続け、命を奪われたことへの無念さがにじみ出ていた。

なお、所見を書いていただける医師の選任にはスクラムユニオン・ひろしまにご協力いただいた。

（報告：島本）

死亡に至るまでの経緯

- ① 2004年11月にNW管理に配属
- ② 2005年4月に中国エリアのPHS業務を一人で担当するようになる
- ③ 2005年11月の定期健康診断は異常なし
- ④ 2005年10月に記録に残った超過勤務は50時間以上、11月には70時間以上
- ⑤ 制度上、12月に行わなくてはならない健康診断を会社側が怠る
- ⑥ 2005年12月、呼吸困難、意識もうろうとなり緊急受診
- ⑦ 2006年1月に緊急入院。病院のレントゲン検査で4×7cmの悪性リンパ種（癌）が発見される。抗がん剤治療開始
- ⑧ 2006年6月、急性骨髄白血病の診断で無菌室緊急入院治療開始
- ⑨ 2006年9月、幹細胞移植開始
- ⑩ 2007年1月31日、死亡



広島地裁：今、ここで息子の無念を晴らすべく、一人の母親が巨大企業との闘いに臨んでいる。